

公益財団法人日本ペア碁協会
定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本ペア碁協会という。英文では、Japan Pair Go Association と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(支部)

第 3 条 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、ペア碁の大会の開催やペア碁による国際交流を推進し、ペア碁の普及を図ることにより、囲碁の一層の普及に努め、もって我が国の健全な国民娯楽の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ペア碁の国内及び国際競技大会の開催
- (2) ペア碁に関する国際文化交流
- (3) ペア碁の講習会等の開催
- (4) ペア碁に関する調査研究及び棋力の認定
- (5) ペア碁の普及に貢献した団体等の顕彰及び助成
- (6) ペア碁に関する情報のホームページ等による提供
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員6名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 14 条 評議員に対して、各年度の全員の総額が 300 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額

- (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併又は事業の全部の譲渡
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 合併又は事業の全部の譲渡
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名押印しなければならない。

第 6 章 役員等

(役員)

第 22 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名又は 3 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を筆頭副理事長、2 名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び筆頭副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 第 2 項に定めるもののほか、理事の中から副理事長及び専務理事それぞれ 2 名以内を選定することができる。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、筆頭副理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事とその配偶者又はその 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 筆頭副理事長は、この法人を代表し、理事長の意を受けてこの法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を執行する。

- 4 副理事長及び専務理事は、理事長及び筆頭副理事長を補佐する。
- 5 常務理事は、理事長及び筆頭副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 6 理事長、筆頭副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、名誉理事及び顧問)

第29条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、名誉理事及び顧問各5名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉理事及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること
- 3 名誉会長、名誉理事及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 名誉会長、名誉理事及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(事務局及び職員)

第30条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、筆頭副理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、筆頭副理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第8章 選考委員会

(顕彰・助成の選考方法)

第36条 この法人に、第5条第5号に掲げる事業に係る顕彰及び助成の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

- 2 前項の選考の手続きに関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第37条 この法人に賛助会員を置く。

- 2 賛助会員はこの法人の運営に関して財政的に寄与する法人その他の団体又は個人とする。
- 3 賛助会員は、賛助会費を納めなければならない。
- 4 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第4条(目的)、第5条(事業)及び第12条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の貸借対照表は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 199 条において準用する第 128 条第 3 項に規定する措置により開示する。

第 12 章 補則

(委任)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の移行後最初の理事長は松田昌士、筆頭副理事長は岩間英太郎、副理事長は國分正明及び矢崎新二、専務理事は岩崎雄一、常務理事は滝裕子とする。
- 4 この法人の移行後最初の評議員は、次に掲げる者とする。

滝久雄

石田芳夫

今村俊也

小川誠子
菊池康郎
久保征一郎
倉沢仁
小林勇造
杉内寿子
中野里孝正
平國節男
藤原克己
矢田美英
矢崎和子
吉田文成